２・３　（略）

４　第二項の承認（安全説明書に係るものを除く。）を受けた船舶所有者は、当該資料を第一項の表第一号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までの船舶にあつては船長に、同表第十二号の船舶にあつては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。

５～７　（略）

８　法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号、第四号から第七号まで及び第十四号から第十六号までの資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

９　（略）

10　第一項の表第一号、第三号から第七号まで、第十一号及び第十三号から第十六号までの上欄に掲げる船舶の船長は、それぞれ同表下欄に掲げる資料（同表第十一号にあつては、安全説明書を除く。）を船内に備えておかなければならない。

（船舶自動化設備特殊規則の一部改正）

第二条　船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　設備（第五条―第十一条の二）	第三章　設備（第五条―第十一条）
第四章　（略）	第四章　（略）
附則	附則
（自動運航システム）	（新設）
第十一条の二　船舶の運航に係る認知、判断及び操作を一貫して自動的に行う設備、機器又は装置（以下この条において「自動運航システム」という。）は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第五十一条第一項の表第十六号の資料に記載された条件の下で、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	
一　地形及び船舶交通の状況その他の船舶の安全な航行に必要な状況を認識できるものであること。	
二　付近にある船舶その他の物件との衝突及び座礁を防ぐことができるものであること。	
三　計画された経路に従つて航行するために必要な制御及びその航行状況の監視を行うことができるものであること。	
四　前各号の事項に関する業務を船員に円滑に引き継ぐことができるものであること。	
五　当該自動運航システムに生じた重大な異常に関する情報その他これに類する情報を伝達するための警報を発することができるものであること。	
六　当該自動運航システムの作動状況を記録できるものであること。	
七　その他管海官庁が必要と認める措置が講じられているものであること。	